平成２３年（フ）第６号
栃木県真岡市熊倉３丁目13番地17
債務者　江口マルセロこと　ジアス　マルセロ　エグチ
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第７号
栃木県真岡市熊倉３丁目13番地17
債務者　ジアス　ジョゼ　カンパニア
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第９号
栃木県真岡市田町1751番地　県営田町住宅２号棟43号
債務者　佐藤みどり
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第４０号
石川県小松市串町南324番地
債務者　鈴木　啓志
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第９３号
山梨県甲府市伊勢２丁目７番11号　ダイアパレス新平和通り203
債務者　高橋　一樹
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
山梨県山梨市歌田36番地１　レオネクストマーレアイトワ107号室
債務者　古屋　晶子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
山梨県甲府市国母２丁目11番15号ぴーちはうすＢ―105
債務者　戸田　　聡
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
山梨県韮崎市穂坂町宮久保586番地１
債務者　杉田　栄子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
山梨県南アルプス市藤田428番地３
債務者　今村　正生
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
長野県松本市双葉18番13号
債務者　髙野美香子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第９０号
長野県松本市大字惣社548番地　そうざ敬老園、前住所長野県松本市大字島立2377番地
債務者　耳塚　文明
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３７００号
名古屋市天白区一つ山２丁目30番地　一つ山荘中Ｔ－１棟301号
債務者　林夕貴こと　鄭　　夕貴
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９３号
愛知県東海市高横須賀町井戸池９番地の１
債務者　渡辺　義剛
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８号
三重県四日市市石塚町５番10号　シャルマンＤ号室
債務者　糟谷　一郎
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
三重県四日市市石塚町５番10号　シャルマンＤ号室
債務者　糟谷　美樹
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
三重県桑名市藤が丘１丁目801番地　マウントクックＡ棟102号
債務者　平野　陽子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　津地方裁判所四日市支部破産係